

令和 8 年 4 月吉日

労働保険事務委託事業主各位

みえ熊野古道商工会
労働保険事務組合
会長 藤村達司
(公 印 省 略)

労働保険料算定基礎賃金等の報告について

みだしの件について、同封の「労働保険料算定基礎賃金等の報告」並びに各書類を作成の上、**5月8日(金)**までに商工会へご提出いただくようお願い申し上げます。書類の受付対応については、本所・各支所それぞれの事務所にて対応させていただきますので、よろしくお願い致します。

建設業・林業関係の事業所については、組機様式第 8 号にではなく、様式第 7 号の一括有期事業報告書（建設の事業・立木の伐採の事業）へ令和 7 年度分の元請工事について工事名・工事額等（林業については、伐採の事業）の記入をお願い致します。

また、同封した事業所別雇用保険被保険者台帳をチェックしていただき、被保険者に漏れのないようご確認をお願い致します。

記

1. 保険料率等について

- 労災保険料率 改定なし
- 雇用保険料率 令和 7 年度確定 改定なし
令和 8 年度概算 改定あり

※別紙「令和 8(2026)年度雇用保険料率のご案内」参照

※令和 2 年 4 月より全ての雇用保険被保険者について雇用保険料が発生していますのでご留意下さい。

- 建設の事業に係る労務比率 改定なし
- 一般拠出金率 改定なし 0.02/1000

2. 「労働保険料算定基礎賃金等の報告」の作成等について

- (1) 令和 7 年度分（令和 7 年 4 月分から令和 8 年 3 月分まで）確定賃金等の記入について、労働保険の年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日までとなりますが、どの年度に属するかは「賃金の支払日」ではなく、「賃金締切日」がどの年度に属するかによって決まります。したがって、令和 8 年 3 月中に賃金締切日があるものは、4 月 1 日以降に支払われる場合でも令和 7 年度の賃金とし

て取り扱うこととなります

(2) 労災特別加入者の新規加入及び異動について

労災特別加入者の新規加入及び異動につきましては、三重労働局の承認が必要となります。その承認は、管轄の熊野労働基準監督署が特別加入申請書及び異動届を受け付けた日の翌日又は、受け付けの翌日から 30 日以内の希望する日をもって承認されることとなっています。今年度 3 月末脱退を希望される特別加入者については、3 月 31 までに監督署へ書類が届いていなければなりません。従来のように年度更新時に変更手続きする場合は 5 月中の場合 2 ヶ月分、6 月中の場合 3 ヶ月分の保険料が必要となりますので、脱退を希望される方は早目に届け出て下さい。

(3) 労災特別加入者の給付基礎日額の選択について

労災特別加入者の給付基礎日額につきましては、該当特別加入者の具体的な事情（収入等）を考慮して選択して下さい。

なお、最低賃金を考慮していただき、事業主等は特別の場合を除き適切な金額（3,500 円以上 25,000 円以下）を選択して下さい。

(4) 労災特別加入新規加入時の健康診断について

下記業務従事者の特別加入新規加入者につきましては、事前に健康診断を受診されることが義務付けられています。

- ① 粉じん作業を行う業務に 3 年以上従事。
- ② 振動工具を用いて行う業務に 1 年以上従事。
- ③ 鉛又は鉛化合物を用いて行う業務に 6 ヶ月以上従事。
- ④ 有機溶剤または有機溶剤含有物を用いて行う業務に 6 ヶ月以上従事。

* 労災特別加入制度の加入は常用労働者が 1 人もいない場合、原則として認められませんが、1 年間に 100 日以上にわたり（1 人以上の）労働者を使用している場合は、常用労働者がいるものとして取扱われます。

3. 建設・建築事業等一括有期事業を適用し工事高を報告記入する際は、必ず消費税を除いた金額でお願いします。（税抜処理）

なお、500 万円未満の工事につきましては、事業の種類ごとに「〇〇工事他〇件」とまとめて記入して差し支えありませんが、後日の労働保険料算定基礎調査等でその内訳が明確になるようにしておいて下さい。又、代表工事名にはその所在地を必ず記入しておいて下さい。報告書への記入は、事業の種類ごとに別葉に、工事を開始した日順に記入して下さい。また、特別加入者の労災保険料率については、登録業種の保険料率が適用となりました。特別加入者の記載については、一括有期事業総括表の特別加入者覧を確認し、希望する基礎日額を記入してください。

4. 離職票交付希望の際について

離職票交付を希望される際につきましては、別紙、『退職証明書』及び『離職証明書の記載内容に関する証明書』を添付下さい。また、何らかの理由により被保険者から確認を得られない場合については、別紙、『被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について（事業主の疎明書）』を添付して下さい。

5. 雇用保険の被保険者加入状況について（雇用保険適用事業所のみ）

令和8年3月31日現在の雇用保険被保険者については別紙の「事業所別被保険者台帳照会」のとおりです。資格取得及び資格喪失の手続き漏れ等のご確認のうえ賃金報告いただきますようお願い致します。また、取得および喪失手続きが完了していない場合は年度更新書類提出の際、下記準備をお願い致します。

◆ 取得未完了

氏名、性別、生年月日、雇入れ年月日、雇入れ時からの出勤簿および賃金台帳、個人番号、被保険者番号または前職の事業所名

◆ 喪失未完了

退職年月日、退職理由、住所、個人番号

6. 建設事業における「有期事業」と「継続事業」の取り扱いについて

建設事業において、特定の工事現場に付随しない自社倉庫・資材置き場での整理整頓や重機の清掃等の業務は、有期事業ではなく継続事業として取り扱われます。

このため、当該業務に従事する労働者を雇用している場合は、有期事業とは別に継続事業として保険関係の成立届出および労働保険料の申告・納付が必要となります。

なお、事業内容により取り扱いが異なる場合がございますので、別紙チラシをご確認のうえ、該当する場合は当事務組合までお気軽にお問い合わせください。

7. **提出期限は令和8年5月8日（金）ですので必ず厳守をお願い致します。**

令和8(2026)年度 雇用保険料率のご案内

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります)。
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です)。

< 令和8年度の雇用保険料率 >

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	①	②		① + ② 雇用保険料率	
		労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率		雇用保険二事業 の保険料率
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

建設業の事業主の皆さまへ

～所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務**を行う場合は
事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります～

◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

➤ 原則、元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。
（裏面〈参考〉を参照）

- ① 土場・資材置き場等での整理作業（*）や所属事業場施設内での作業
- ② 見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④ 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）

（*）土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

- ① 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。
※ 既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法（下記④）に留意してください。
- ② 適用単位(事業場)は、原則、当該建設事業場(事業主)の事務所所在地となります。
※ ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。
- ③ 適用業種については主たる業態により判断されます。
- ④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。
※ 「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料（出勤簿、出面等）等を基に算出してください。根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数、時間数を推算し、これに応じた賃金額を算出してください。

所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務で負傷**(疾病含む)した場合は**事務所等労災の保険関係で労災請求**してください。

◆ 成立手続 と 保険給付に関して…

- 所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行っている場合(又は行う見込みがある場合)で、まだ手続がお済みでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手続ができます。
- 未手続中の災害で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することがあります。
- 成立手続又は保険給付に関しては、労働基準監督署へご相談ください。

労働基準監督署の所在地は →



<参考>

有期事業と事務所等（継続事業）の労働保険料の労災保険分の区分例

- ① 元請A社の工事現場にかかる業務（注）を下請B社の労働者がB社の資材置き場で行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しA社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。（ただし、請負金額で保険料を算定する場合を除く）

（注）なお、「事務所等」が「製造業」の業態の場合は、元請の工事現場にかかる業務でも自社の工場等で製作、加工の業務を行った際の賃金額については「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることに留意する。

- ② C社労働者が特定の工事現場に付随しないC社内の倉庫整理を行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しC社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

- ③ D社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しD社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

- ④ E社労働者が台風被害を受けた自社の復旧作業を突発的に行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しE社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
（ただし、事業として行っている場合は除く）

- ⑤ F社労働者が自社の倉庫の外壁塗装作業（工期の定めはなし）を他の業務の合間を利用して行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しF社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
（「建設の態様」となる業務であっても工期の定めがない場合等は「有期事業」に該当しない場合があることに留意する。）

*以上①～⑤はあくまで一例です。

<建設業の事業主の皆さまへのお願い>

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

➤ 労働保険の年度更新では、

- ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の保険関係（労災）
- イ 特定の工事現場に付随しない業務については「事務所等労災」（継続事業）の保険関係（労災）
- ウ 所属労働者の雇用保険

以上のア～ウについてはそれぞれ適正に確定保険料を申告してください。

- #### ➤ 下請事業の所属労働者が元請事業に関連した業務で負傷した場合（疾病含む）は、元請事業の保険関係で労災請求してください。この場合、下請事業の保険関係で労災請求することは誤りとなりますのでご注意ください。

※ご不明点があれば、都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

雇用保険被保険者資格取得依頼票

令和 年 月 日

みえ熊野古道商工会労働保険事務組合 行

本所 FAX:0597-47-1329

事業所名

御浜支所 FAX:05979-2-3670

代表者名

電話番号 () -

下記の者を採用いたしましたので、雇用保険被保険者資格取得手続きをお願いします。

フリガナ 氏名	-----					性別 (男・女)	性	別	(男・女)
						生年月日	年	月	日
住所	〒 -					TEL () -			
取得年月日	年 月 日 (試用期間を含む)								
被保険者となったことの原因	1 新規雇用 (新規学卒) 2 新規雇用 (その他) 3 日雇からの切替 4 その他 8 出向元への復帰等 (65歳以上)								
就職経路	1 安定所紹介 2 自己就職 3 民間紹介 4 把握していない								
給与	① 月給		② 週給		③ 日給		④ 時間給		⑤ その他
	月額・日給月給 () 円								
	時間給 () 円					1日 時間 × 1カ月に 日			
雇用の形態	① 日雇 ④ 有期契約 ⑦ その他					役員 (該当・非該当)			
	② 派遣 ⑤ 季節的雇用 ③ パートタイム ⑥ 船員					同居親族 (該当・非該当)			
職種	① 管理職 ② 専門・技術 ③ 事務 ④ 販売 ⑤ サービス ⑥ 保安 ⑦ 農林漁業 ⑧ 生産工程 ⑨ 輸送・機械運転 ⑩ 建設・採掘 ⑪ 運搬・清掃・包装等					1 週間の 所定労働時間		時間 分	
契約期間の定め	1 有 (令和 年 月 日から令和 年 月 日) 更新の有無 (有 無) 2 無								
外国人の場合のみ記入してください (別途在留カードを提出してください)	被保険者氏名 (ローマ字) _____ 在留期間 年 月 日まで 資格外活動許可の有無 (1有 2無) 派遣・請負就労区分 (1 派遣・請負労働者として主として当該事業所で就労する場合 2 それ以外の場合)								
職歴	① 新卒		被保険者証 NO. ()						
	② 既卒		被保険者証不明の場合は、前職場名を記入して下さい ()						

注意：雇用した日より、1ヶ月以上経っている場合は、賃金台帳等の提出が必要になります。パート従業員 (週所定労働時間が他の従業員より少ない場合) には、雇用契約書を作成して添付して下さい。切り取り

従業員個人番号記載欄

個人番号											
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

雇用保険被保険者取得届記載後、依頼書から切り離したうえ速やかに廃棄し、当組合で保管することはありません。従業員の個人番号は貴社で厳重に保管してください。なお、公共職業安定所から届出内容の確認があった場合、改めて当該従業員の個人番号の提供をお願いすることがあります。

離職証明書の記載内容に関する確認書

令和 年 月 日

○事業所名称 _____

○事業所所在地 _____

○事業主氏名 _____

私は、上記事業主が提出する離職証明書の記載内容について、下記のとおり確認しました。

記

- 1 離職証明書の記載内容のうち、離職理由欄以外の記載内容については、事実と相違ないことを認めます。
- 2 事業主が記入した離職理由については、次のとおりです。
異議あり ・ 異議なし

○離職年月日 令和 年 月 日

○離職者住所 _____

○離職者氏名 _____ 印

○雇用保険被保険者番号

--	--	--	--

 -

--	--	--	--	--	--	--	--

 -

--

以上

被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について

(事業主の疎明書)

令和 年 月 日

○離職年月日 令和 年 月 日

○離職者住所 _____

○離職者氏名 _____

○雇用保険被保険者番号

--	--	--	--

 -

--	--	--	--	--	--	--	--

 -

--

(離職証明書の記載内容について離職者本人の確認を得られない理由)

※具体的に記入すること。

私は、上記の離職者に係る雇用保険被保険者資格喪失届に添付する離職証明書の記載内容について、上記の理由から、離職者本人の確認を得られませんでした。

今後は、離職証明書の記載内容について、離職者本人の確認を得られるよう留意します。

以上

○事業所名称 _____

○事業所所在地 _____

○事業主氏名 _____ 印

退職証明書

殿

以下の事由により、あなたは当社を _____ 年 _____ 月 _____ 日に退職したことを証明します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

事業主氏名又は名称

使用者職氏名

- ① あなたの自己都合による退職（②を除く。）
- ② 当社の勧奨による退職（別紙の理由による）
- ③ 定年による退職（定年後の継続雇用を 希望していた・希望していなかった）
- ④ 契約期間の満了による退職（別紙記載）
- ⑤ 移籍出向による退職
- ⑥ その他（具体的には _____）による退職
- ⑦ 解雇（別紙の理由による。）

※ 該当する番号に○を付けること。

※ 解雇された労働者が解雇の理由を請求しない場合には、⑦の「(別紙の理由による)」を二重線で消し、別紙は交付しないこと。

- ア 天災その他やむを得ない理由（具体的には、

によって当社の事業の継続が不可能になったこと。）による解雇
- イ 事業縮小等当社の都合（具体的には、当社が、

となったこと。）による解雇
- ウ 職務命令に対する重大な違反行為（具体的には、あなたが

したこと。）による解雇
- エ 業務について不正な行為（具体的には、あなたが

したこと。）による解雇
- オ 相当長期間にわたる無断欠勤をしたこと等勤務不良であること（具体的には、あなたが

したこと。）による解雇
- カ その他（具体的には、

）による退職

※ 該当するものに○を付け、具体的な理由等を（ ）の中に記入すること。

労働契約期間満了等による退職

(1) 採用又は定年後の再雇用時にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職

(1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回)

- ・当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を短縮し、その上限到来による離職に該当 する・しない
- ・当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を設け、その上限到来による離職に該当 する・しない
- ・定年後の再雇用時にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職である・ない
- ・4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が定められ、この上限到来による離職で ある・ない
→ある場合(同一事業所の有期雇用労働者に一様に4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が平成24年8月10日前から定められていた・いなかった)

(2) 労働契約期間満了による離職

(1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回)

- ・契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無
- ・更新または延長しない旨の明示の 有・無
- ・直前の契約更新時に雇止め通知の 有・無
- ・当初の契約締結後に不更新条項の追加が ある・ない

労働者から契約の更新又は延長

- を希望する旨の申出があった
- を希望しない旨の申出があった
- の希望に関する申出はなかった

おすすめします!!報告集計に便利なエクセルファイルの活用

労働保険料算定基礎賃金等の報告及び、算定賃金等の報告集計に便利なExcel ファイルを用意しております。賃金を入力するだけで報告書が完成。計算の手間がいりません。下図の労働保険番号の赤枠部分を確認したうえで、該当する Excel データをダウンロードしてください。



赤枠部分の数字	労働者数	Excelファイル名
0	18人未満	労働保険（労災、雇用）末尾0
0	18人以上	労働保険（労災、雇用）末尾0 18人以上
2	18人未満	雇用保険のみ 末尾2
2	18人以上	雇用保険のみ 末尾2 18人以上
4		一括有期事業 末尾4
5		一括有期事業（建設業）
6	18人未満	労働保険（労災）末尾6
6	18人以上	労働保険（労災）末尾6 18人以上

みえ熊野古道商工会HP「<https://miekodo.or.jp/>」内の「お知らせ」からダウンロード出来ます。メールでもExcelファイルを送付させていただくことが出来ますので、ご希望の方はお電話にてお知らせください。

みえ熊野古道商工会 本所 0597-47-0576
 海山支所 0597-32-0519
 御浜支所 05979-2-3220